

健生移発 1212 第 10 号
令和 5 年 12 月 12 日

一般社団法人 日本腎臓学会 理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
移植医療対策推進室長
(公 印 省 略)

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
の細則について」の廃止について

「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正については、本日、健生発 1212 第 19 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知にて通知されたところですが、今般、それに伴い、平成 22 年 6 月 25 日付け健臓発 0625 号第 1 号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知を令和 6 年 1 月 1 日付けで廃止することとしましたので、貴会員に対する周知について御配慮をお願いします。